

## 幼稚園教諭免許状取得

(幼F) 保育士の資格と実務経験を基に、一種、二種免許状を取得する。

### 【根拠規定】教育職員免許法附則第18項

これから単位を修得する場合は、特例制度に基づく科目を開設している大学の指導に従って単位を修得してください。

【基礎資格】学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること(一種免許状)  
保育士となる資格を有すること(二種免許状)

| 取得免許状      | 基礎資格                            | 基礎資格を取得したのち |            |
|------------|---------------------------------|-------------|------------|
| 幼稚園教諭普通免許状 | 保育士資格を有する<br>※一種免許状は学士の学位を有すること | 良好な成績の実務年数  | 3年かつ4320時間 |

| 教育職員免許法施行規則に規定する科目(第2条)     |                                     | 左項の各科目に含めることが必要な事項   | 単位数(注2)  |
|-----------------------------|-------------------------------------|--|----------|
| 第2欄                         | 領域及び保育内容の指導法に関する科目                  | 領域に関する専門的事項<br>※健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。 | —        |
|                             |                                     | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)  | 2(※)     |
| 第3欄                         | 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想   | —        |
|                             |                                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)                                     | 2        |
|                             |                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)                          | 2        |
|                             |                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程   | —        |
|                             |                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解   | —        |
|                             |                                     | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)                                      | 1        |
| 第4欄                         | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)   | 2(※)     |
|                             |                                     | 幼児理解の理論及び方法  | 1        |
|                             |                                     | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法                                     | —        |
| 第5欄                         | 教育実践に関する科目                          | 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)                                | —        |
|                             |                                     | 教職実践演習(平成21年度以前に修得した総合演習の単位をもってかえることができる。)                             | —        |
| 第6欄                         | 大学が独自に設定する科目                        | 大学が独自に設定する科目<br>※第2欄、第3欄、第4欄、第5欄で修得した単位の余剰分を充てることができる。                 | —        |
| <b>修得することを必要とする最低単位数 総計</b> |                                     |  | <b>8</b> |

※保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目においては、双方の内容を含む単位として2単位以上の修得を要する。

(注1)「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。

(注2)短期大学で取得した単位は一種免許状取得のための単位として使用することができません。

(注3)基礎資格を取得する前に修得した単位や3年の在職経験を経る前に修得した単位も含めることができます。ただし、平成元年4月1日以前に修得した単位は含めることができません。